

ありがとう

扶桑町社会福祉協議会へ

一、金二万三千円 さくら様
一、金五千円 某様

義 援 金

8月7日～9月8日分

◆平成30年7月豪雨災害義援金（役場義援金箱）	金	601円
◆令和2年7月豪雨災害義援金（役場義援金箱）	金	419円
◆令和3年7月大雨災害義援金（役場義援金箱）	金	1,653円
◆令和3年8月大雨災害義援金（役場義援金箱）	金	2,141円
◆令和3年台風9号等大雨災害義援金（役場義援金箱）	金	246円

日本赤十字社愛知県支部扶桑町分区分へ上記の金額が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

“命を救う”

身近なボランティア

献血にご協力ください

福祉児童課

内線2222

1階 ③番窓口

現在、医療において輸血は欠かすことができない治療法のひとつです。そして血液は献血で確保しなければなりません。

献血は16歳から69歳の健康な方ならどなたでもできます。（65歳から69歳の方は60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。）

ご協力いただいた方には、血液検査成績をお知らせしています。皆さんのあたたかい気持ちで救える命があります。お一人でも多くの方のご協力をお願いします。

▼日時	11月20日（土）
▼受付	午前10時～11時30分、 午後1時～4時
▼場所	イオンモール扶桑
▼主催	扶桑町献血推進協議会
▼日時	11月21日（日）
▼受付	午前10時～11時30分、 午後1時～4時
▼場所	有限会社光洋企業 （高雄字海道田330）
▼主催	丹羽ライオンズクラブ

はり・灸、マッサージ、接骨院等の受診について

住民課 内線 246 1階 ①番窓口

はり・灸、マッサージ、接骨院等で施術を受ける場合には国民健康保険など健康保険が使えるものと使えないものがあります。正しい受診についてのご理解とご協力をお願いします。

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）の施術を受けたときに健康保険の対象になります。※1 単なる肩こり、腰痛などに対する施術は健康保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

はり・灸の施術を受ける場合、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに健康保険の対象となります。※2

マッサージの施術を受ける場合、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに健康保険の対象となります。※3 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは健康保険の対象になりませんので、ご注意ください。

※1 骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※2※3 健康保険で施術を受けるにあたっては、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。